(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025年6月26日

旭川市長 殿

提出者

住 所 旭川市4条西4丁目2-19-1階 氏 名 医療法人社団慶友会吉田病院 理事長 吉田良子 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0166-25-1115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	医療法人社団 慶友会 吉田病院		
事	業場の所在地	旭川市4条西4丁目1番2号		
計	画期間	2025年4月1日~2026年3月31日		
当該	当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
	①事業の種類	医療業 一般病院		
	②事業の規模	263床		
	③従 業 員 数	356人		
	④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程	院内各部署で発生した感染性廃棄物を専用のポリ容器に密封し、感染性廃棄物専用の保管場所に移動する。 収集運搬及び処分は、処理業者への委託により実施。 運搬委託業者に廃棄物を引き渡す際にマニフェストを交付。 委託業者から返送されるマニフェストにより、処理の状況を確認する。		

(日本工業規格 A列4番)

特別	特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
	(管理体制図)			
	病院長(管理者)			
	1			
	\downarrow			
	特別管理産業廃棄物管理責任者			
	$\int_{-\infty}^{\infty}$			
	^			
	\downarrow			
	中間・最終処理業者			
特別	別管理産業廃棄物の排出の <u>:</u>	抑制に関する事項		
		【前年度(令和 6	5 年度)実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		排 出 量	451 t	t
	① 現状	(これまでに実施)		I
	①		のポリ容器の設置数を減 と一般廃棄物の区分を周	
		しないよう対策を記		州し、
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		排 出 量	420 t	t
		(今後実施する予算	 	
	②計画		うとともに、感染性廃棄	物の廃棄数量について、
		管理を徹底する。		
特別	別管理産業廃棄物の分別に関する事項			7 × 20 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 / 10 /
	①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 他の廃棄物と混入しないよう、管理を徹底する			
				<i>)</i>
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する ②計画			の種類及び分別に関す

自	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
		【前年度(令和 6 年度)実績】		
	① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
		(これまでに実施した	た取組)	
	② 計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
		(今後実施する予定の	の取組)	
		·₩ 办다用知 rm) z 目目 - z	幸 ·吞	
	う行う特別管理産業廃棄 「			
		【前年度(令和 6	年度)実績】	
	① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
		自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
		(これまでに実施し)	た取組)	
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	③ 計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
		(今後実施する予定の	の取組)	

自印	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
		【前年度(令和 6 年度)実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	① 現状	自ら埋立処分 を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
		(これまでに実施した	を取組)	
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	② 計画	自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)				
特別	 管理産業 <u>摩</u> 棄物の処理	 の委託に関する事項		
14%	特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 「前年度 (合和 6 年度) 実績			
	【前年度(令和 6 年度)実績】 			
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		全処理委託量	451 t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
		再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	① 現状	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
		(これまでに実施した	た取組)	

(第5面)

	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		全処理委託量	420 t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
		(今後実施する予定 <i>0</i>		
		【前年度(令和 6	年度)実績】	
電子情報処理組織の使用・に関する事項		特別管理産業房 排 出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物・	量	451 t
		(今後実施する予定の)取組等)	
	事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。) を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関す る取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施 行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。) について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。